教育委員会会議の概要(7月定例会)

- ◆ 日 時 平成 26 年 7 月 30 日 (水曜日) 午後 2 時 00 分
- ◆ 場 所 本庁舎 第三委員会室
- ◆ 出席委員 委員長 永広 昌之

委員長職務代理者 油井 由美子

 委員
 宮腰
 英一

 委員
 草刈
 美香子

委員 今野 克二

委員(教育長) 上田 昌孝

- ◆ 会議の概要
- 1 開 会 午後2時00分
- 2 6月定例会会議録承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 付議事項

第15号議案 平成27年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について (教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

[主な質疑]

教育指導課長

補足があるので、説明させていただきたい。

平成26年5月28日付で文部科学省初等中等教育局教科書課から通知があり、学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科であって、教科書が学年別に発行されている教科、国語、書写、音楽については、第1学年と第2学年、第3学年と第4学年、第5学年と第6学年の内容がそれぞれ一体のものとなっている、このため、採択替えにより、今年度と異なる発行者の教科書を使用することとなった場合、第1学年、第3学年、第5学年については、採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2学年、第4学年、第6学年については、採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること、との通知があった。音楽については、今回の採択により発行者が変わるので、平成27年度の第2学年、第4学年、第6学年については平成26年度使用と同じ発行者である教育芸術社の新版教科書「小学校 音楽2」、「小学校 音楽4」、「小学校 音楽6」を使用することになる。

なお、保健の教科書についても、今回の採択により発行者が変わる。保健の教科書については、第3学年と第4学年、第5学年と第6学年というように2学年分が1冊の教科書として発行されている。したがって、今回の採択替えにより、平成27年度の第3学年と第5学年については、今回採択する発行者である東京書籍の新版教科書を使用することになるが、第4学年と第6学年については、現在第3学年と第5学年で使用している発行者学研教育未来の教科書を引き続き使用することになる。

委員長

ただいま説明のあった第15号議案の別紙資料の別添1の3ページから13ページに、7月5日と7月22日の臨時教育委員会で議論した内容をもとに、各教科の採択理由を事務局でまとめたものがある。まず、その採択理由について委員の皆様に確認していただき、その後に、ご質問等をしていただくこととする。

(採択理由の確認)

委員長

それでは、先ほどの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等をいただきたいと思うが、最初に7月22日の臨時教育委員会で地図の協議した際に、委員からの質問に対して、事務局から補足の回答があったので、それをご紹介したい。

地図の協議の際に、地図帳に記載されている米の生産の様子の表し方で、A者は生産量、B 者は生産額となっていた。委員から、社会の教科書においてはどのようになっているかという 質問に対し、生産額ではなく生産量で表しているとの説明があったが、ここで補足説明をする。

学習指導要領の第5学年の内容(1)アに、我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色などがある。学習指導要領の解説においては、「我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色などを調べるとは、我が国における主な農産物や畜産物の生産量や主な産地、土地利用の特色及び主な水産物の漁獲量や主な漁港、漁場の分布を取り上げ、我が国の農業や水産業の概要やそこに見られる特色を具体的に調べることである。」と示されている。実際の指導にあたっては、そうしたものを調べるために、地図帳や図書室の資料などに掲載されている各種の統計資料や分布図などを活用する必要がある、とのことである。なお、社会科の発行者4者の教科書を確認したところ、農産物などはいずれも生産量で示されている、とのことである。

以上のことを含めて、事務局からの説明に対してご質問、ご意見等があればお願いする。

私から1件、細かいことだが、採択理由をいくつか並べて記載している。特に一番上に記載しているから、必ずしも重みがあるというわけではないとは思うが、一般的に見て、採択理由を上の方に挙げられていると、相対的には採択された理由として重みがあると捉えられる可能性がある。

ほとんどの教科は、今の記載順で特に問題はないと思うが、例えば音楽の採択理由として、別紙資料の別添1の10ページを見ると、4点挙げられている。1番目が「地元のオーケストラの記事を取り上げているので、仙台の子どもたちにとって身近に感じる内容になっている。」、2番目が「鍵盤ハーモニカやリコーダーの挿絵や写真が充実している。」ということだが、これはいずれも教科書の一部である。それに対して、3番目の「新しい歌唱教材を豊富に配置している。」という理由は、教科書全体に関わるものであり、また4番目の理由も全体に関わるものである。そういう意味ではこの3番目、4番目に記載されているものを、1番目、2番目に持ってきた方が、誤解を招かないと思う。

家庭科にも同じようなことが言え、別紙資料の別添1の12ページには、1番目の採択理由が「用語一覧が掲載されている。」となっている。その理由よりは、2番目、3番目の理由の方が重みがあるので、1番目に挙げられている理由は3番目に置くほうがいいのではないか。順番を変えることによって、内容が変わるわけではないが、その方が誤解されないと思う。

教育指導課長

今ご指摘いただいた音楽については、議事録を確認しなければならないが、1番目と2番目の採択理由については、7月22日の臨時教育委員会において、委員の皆様のご意見が集中したと考えており、その内容を重視して記載している。

家庭科についても議事録を確認しなければならないが、これも7月22日の臨時教育委員会の中で意見が出されたものであり、議事録を確認した上で、対応することとしたい。

委員長

ただ、各委員の意見は、2者に絞られた時にどちらを選ぶかということで、そこを強調したに すぎないものであり、教科書全体を見た場合に優れている点は、他にもたくさんある。最後の決 め手は確かにそうかもしれないが、それが最も主要な採択理由ではないという意味である。

教育指導課長

委員長がそのようにお考えなのであれば、採択理由の記載順を変えさせていただきたい。

別紙資料の別添1の10ページの音楽については、3番目、4番目の理由を1番目、2番目にさせていただき、1番目、2番目の理由を3番目、4番目という記載順とする。

別紙資料の別添1の12ページの家庭科については、1番目の理由を3番目にして、2番目、 3番目の理由を1番目、2番目という記載順とする。

委員

音楽の件について、今3番目に移動した採択理由の「音楽を通して震災復興を訴える」という 内容は、6学年の教科書に盛り込まれていた内容である。そうすると、ここに6学年という記載 をしないと、来年度の6学年の子どもたちがこの資料を見た時に、自分の教科書にどうして載っ てないのかと疑問に思う。そういうこともあるので、「6学年の教科書において」というコメン トがここに載っていれば、分かりやすいのではないか。

教育指導課長

先ほど補足で説明したのは、来年度の1年間だけになり、それ以降の6年生はこの新しく採択された教科書を使用する。採択理由についてそれぞれ学年ごとの特徴を記載するより、全般的に記載したほうがいいと思うので、可能であれば、記載しているとおりにしたい。

委員

了解した。

委員

確認だが、記載しているとおりにしたい、というのは委員長からのご指摘についてもということか、委員のご指摘についてだけか。

教育指導課長

委員のご指摘についてである。

委員

委員長がおっしゃったように、教科ごとに大きな枠組みとして、全体に関する特徴を挙げた上で、具体的なメリットの部分を記載するように、整理した方がいいのではないか。

例えば別紙資料の別添1の3ページに、国語の採択理由が記載されており、その1番目に「1年生の入門において」と記載されているが、5番目には「単元のねらいとつけたい力に結びつく言語活動が明確に示され、基礎的な・基本的な内容の定着が図れるよう工夫されている」と記載されている。まずこの5番目の理由を、国語としての教科の目標と照らし合わせて優れているということで挙げ、その次にノートの作り方の説明や1年生に親しみやすい内容になっている、という具体的な理由を記載していくという形で、整理した方がいいと思う。他の教科は詳しく見ていないが、すべての教科の記載方法を統一した方がいいのではないか。

教育指導課長

委員がおっしゃるとおりだと思うが、教科によってそれぞれの書きぶりもある。先ほど委員長からご指摘いただいたところは、まずは全体的なところを記載することにした。ただし、採択理由は特徴的なところも含めて記載しているので、ご理解いただきたい。

委員

各教科とも全体としての考えがあって、採択理由を記載しているということであれば、それで構わない。特に順序にこだわっているわけではなく、教科ごとに記載方法が異ならないように、全体として採択のポイントというものを分かりやすく記載していれば、それでよい。

教育指導課長

特徴的なところも含めて記載しているので、その点をご理解いただければ、ありがたい。

委員

数年にわたって使う教科書の場合、今年度の採択によって変更すると、学年によって6年生は 古いもの、次の年の6年生は新しいもの、次の年はまた古いものというようになるのか。

教育指導課長

そうではなく、来年度以降はすべて新しい教科書を使う。

委員

2年間続けて使う教科はどうなるのか。

教育指導課長

保健については、3年生と5年生の時に、教科書を配布している。その教科書をそれぞれ来年は4年生、6年生でも使うが、今回学習指導要領は改訂されていないので、内容的に古い、あるいは新しいということはない。採択によって教科書が変わることで、子どもたちが不利になることはない。

委員

もしそれが最初から分かっていれば、変えない方がいいという判断があった可能性もあると思うが。

学校教育部長

基本的には、学習指導要領に基づいて文部科学省の検定を通っている教科書なので、それが採択の年に別の教科書会社に変わっても支障がないということで、教科書の採択を行っている。したがって、今の教科書会社と同じ方が使いやすいということになると、それが前提条件になってしまうので、公正な教科書の採択という観点からすると、どうなのかという疑問が生じてしまう。したがって、基本的には、どの教科書であってもすべて文部科学省の検定を通っている内容であり、そうした基本に立って、仙台市の子どもたちにとってふさわしい教科書を選んでいただくというのが、教科書採択の趣旨である。

ご質問のあった保健の教科書については、2年間で学習する内容を1冊の教科書にしているので、来年度の4年生と6年生は今年度使っている教科書を来年度も使うが、その次の年からは、すべて新しい教科書になる。あくまでも使っている教科書が2学年分の教科書であるため、来年度の4年生と6年生だけはそのまま今の教科書を使うという経過的な扱いになる。基本的には本日の採択によって、新しい教科書にすべて変わるということでご理解いただきたい。

委員

もちろん他の教科書を選んでもいいが、義務教育諸学校教科用図書選定協議会から推薦された 2者のうち、どちらがいいか甲乙つけることが多いと思われる。2年続けて使うので、学年ごと に入りくりがあると、それはマイナス要因として考えられる。よって、それが協議する前から分 かっていれば、もしかすると結果が違う教科もあったのではないか。上位2者に絞って推薦され るので、どうしてもこっちがいいと言い切れるものは、あまり多くはない。スムーズに入れ替わ った方がいいと考えると、変えない方がいいという心理が働く可能性もある。そういう意味では、 協議を始める前に、その情報を教えていただいていた方が良かったのではないか。

教育指導課長

教科書の内容が一番重要なので、委員の皆様に内容的にどちらが優れているのか、協議をしていただいて、決定されたものである。その差は非常に微細な差だったのかもしれないが、委員の皆様が意見を一番に尊重させていただきたいと考えている。

委員長

その他, ご質問あるいはご意見がないようであれば, 最後に改めて委員の皆様のご意見を確認 させていただきたいと思う。先ほどご説明のあった, 各教科の教科書採択についての最終確認に なる。

委員

委員からもお話があったように、どの教科書会社も文部科学省の検定を通っているので、内容にそれほど大きな差があるわけでなく、選ぶのに大変苦労した。教科書を見ながら、仙台市の子どもたちにとって、どの教科書であれば楽しく学び、また知識を習得できるのかということを考えて、教科書を拝見した。そうした時に、浮かんできたのは、例えば机の引き出しの整理が上手ではなく、物を取り出すのに苦労している子どもの顔、どうしたら物をきちんと整理できるのか考えている子どもの顔、それから、音楽で鍵盤ハーモニカやリコーダーの授業をやるというだけで肩を落として音楽室に向かう子どもの顔など、いろいろな子どもたちの顔が浮かんできた。

そうしたことを考えながら、私なりに教科書を選んだが、そういった子どもも含めて仙台市の子どもたちが知らなかったことを知り、分からなかったことを理解し、そしてできなかったことができるという学びの喜びや感動、また、ちょっと頑張れば自分はできるんだという自分を信じる力、そういったものを少しずつでもたくさん自分の気持ちの中にため込んで勉強してほしいと考えていた。将来いずれは社会に出ていくわけだが、そういった学びの喜び、感動、そして自信をつけながら学習してほしい。採択の結果については、特に異議はない。

委員

私も学びやすさ、それから先生方の教えやすさという面を考え、すべての教科書を拝見した。 こういったすばらしい教科書を手にとって学べる子どもたちは本当に幸せだと思う。採択の結果 については、もちろん先生方がすべてご覧になって推薦されてきたものであり、私たちもすべて 拝見させていただいた中で、一番よいものを選択させていただいたので、異議はない。

委員

2人の委員がおっしゃった採択の方針、考え方は共通するところがある。基本的には、小学校の教育目標を習得しながら、生涯にわたる学習の基礎・基本を培って、そして技能を習得するということにおいてふさわしい教科書かどうか、きちんと1年生から6年生まで系統的にそれが配列されているかどうか、そういったところに特に注目した。

もう1つ、今は単なる知識の習得、学んで覚えただけでそれでよしとする時代でもなくなってきているので、習得した知識・技能を日常的な生活にどういった形で結びつけるか、それをどのように日常生活の向上につなげていくかということが大事になっている。小学校1年生からというのはなかなか難しいが、自分の将来のキャリア、小中高とつながっていくので、そういった点を特に重視した。最近よく言われる理科嫌い、算数嫌いに途中でならないように、少なくとも6年間使用する教科書ということで選考した。スタートからつまずくというのは本当に悲しいことなので、子どもたちが6年間大切に使える、そして自分自身ももっと勉強してみようという気になる、そうした観点を重視した。その結果として、本日の採択に至ったものと理解しているので、この選定結果については特に異議はない。

委員

採択の結果に私も異議はない。50年ぶりに小学校の教科書を見たが、昔は活字だけたくさん書いていたような気がするが、見ただけでも非常に楽しそうな教科書になっていて、非常にレベルが上がっていると感じた。教育委員の我々の立場もこれから変わって、教育そのものがだんだん変わっていく時代になるのかもしれないが、ぜひ今の小学生あるいはこれから生まれてくる子どもたちには、日本という国はすばらしいということ、歴史上いろいろなことがあったが、日本人はすばらしいと思ってもらえるようなことをもう少し強調していただきたいと思う。前にも申し上げたが、東日本大震災の時に、日本人は非常にすばらしい行動をしたが、世界の中で、そうした行動をする人は、そうどこにでもいるわけではない。これは、震災の時に日本人がそうした行動しただけではなく、過去にもそうしたことがたくさんあった。そのように、子どもたちに日本人の先祖はすばらしい人がたくさんいたということを、もう少し分かりやすく表現されるよう

になれば、大変うれしい。

委員長

最後に私からだが、私もできる限り各教科書を読ませていただいた。例えば社会科の教科書を 拝見すると、どの教科書も身近な地域の事象を教材にされて、その観察や見学をし、それを基に 子どもたちが考えるという構成になっている。また、理科では実験や観察を基本にし、そこから 自ら問題を見出して解決方法を図る、つまり問題解決型の内容で構成されている。

それから、教科を超えて子どもたちが四季の変化を感じられるというような構成の教科書が非常に多く、それに関連して自然環境問題も取り上げたり、あるいは自然災害への注意を喚起したり、いずれの教科書も総合的な教科書になっていて、非常に優れていると思う。

そういう意味で、どの教科書を採択するかという非常に難しい作業であって、最後はどの教科書も優れているが、どれが相対的に子どもたちにとって導入時に入りやすいか、あるいは先生方が教えやすいか、子どもたちが自分で復習する時に取り組みやすいか、というごくわずかなところで最後は決まったと考えている。

そういう意味で、どの教科書も優れているし、最後に選ばれた教科書はなおその中でも誰が見ても文句をつけようがなく、いい教科書だと思うので、あとはこの教科書をいかに活用していくかが、大事になってくると思う。

委員の皆様から、いろいろなご意見をいただいたが、先ほど事務局から説明があった候補で異議はないという意見であったので、第15号議案に関しては原案のとおり決定する。

教育指導課長

今原案のとおりとおっしゃったが、音楽と家庭科の採択理由については順番を入れ替えるということでよろしいか。

委員長

内容にわたる修正ではないので、それでよろしい。

第16号議案 平成27年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別 支援学校高等部用教科用図書の採択について

(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

[主な質疑]

委員長

私から2点お伺いしたいことがある。別添の平成27年度使用教科用図書採択申請書の3ページ、仙台工業高等学校の数学だが、数学IIが新規になっていて数学IIと数学IIIは継続になっている。もちろんこれは教科書会社が変わっても問題がないと思うが、これまで数学IIはどの教科書を使っていたか。3年生は継続になっているということは、同じ教科書会社のものを使っていたのか。あるいは2年生が新規になっているのは、これまで別の教科書会社のものを使っていたということか。そういうことであれば、それを3年生の時に変えるということになるのか。数学IIは継続になっており、数学IIIだけが新規になっているというのは、よく分からない。ただ、教科書会社は同じである。

もう1点は、別添の採択申請書の37ページ、大志高等学校の数学だが、数学 I のところで1年生から4年生までが「新 高校の数学 I 」というものを使っていて、5年生で「新数学 I 」というものを使っている。数学 I というのは同じだが、1年生から4年生までと、5年生で内容が違うのか。同じようなことは数学 I でもあるし、数学 I でもある。その学年によって、教科書あるいは教科書会社が変わっている。数学 I や数学 I は、同じタイトルになっているが、これはどういうことかを教えていただきたい。

高校教育課長

2点目のご質問からご説明する。大志高等学校の数学 I については、1年生から4年生までの教科書と、5年生の教科書が違う理由としては、高校の場合、新学習指導要領への移行が数学と理科については平成24年度から先行実施されているためである。平成27年度の教科用図書については、4年生までは数学、理科が新学習指導要領に基づく教科書となり、5年生に関しては入学年次

が旧学習指導要領の適用年次になるので、それに従って教科書も変わるということである。新学習 指導要領が適用される学年の教科書と、旧学習指導要領が適用される学年の教科書は違うものであ り、そうした観点から学校で選定した結果、このような結果になっている。

仙台工業高等学校の数学Ⅱについては、平成26年度にどのような教科書を採択していたか、資料がないので、今はお答えすることができない。310番の教科書とは別の教科書を採択していたということであるが、高校の場合、同じ数学Ⅱでも10冊程度の教科書がある。また、同じ出版社から、内容が難しく詳細なことまで盛り込まれている教科書と、内容が比較的簡単な教科書など、複数の教科書が出されているので、必ずしも出版社が違うものを使っていたわけではないと思う。後で確認した上で、ご報告させていただきたい。

委員

別添の採択申請書の56ページ、仙台青陵中等教育学校のところだが、注意書きの3番に、「平成28年度以降教科書として使用予定の場合は、年度を※印の欄に記入するということ。」とあるが、よく分からないので、もう少し詳しくご説明いただきたい。

高校教育課長

仙台青陵中等教育学校は6年間の一貫した教育課程に基づき教育を展開している。青陵中等教育学校は、1学年当たり標準授業時間数をおおよそ年間100時間上回って授業をしている。中学校の学習内容を完全に終えた場合、残っている時間を使って、次の学年の内容を発展的な学習として学んでいる。3年生の前期、あるいは12月の段階で中学校で学習すべき内容を全て終えるので、発展的な学習の一環として本来高校1年生で学習する内容を、3年生の授業で扱うことになる。

そのため、高校1年生に該当する青陵中等教育学校の4年生で使用する教科書をあらかじめ補助教材として購入する。例えば、申請書の56ページの1番上にあるように、3年生の公民の授業の中では世界史Aの内容を発展的な学習として学ぶ時の補助教材として、世界史Aの教科書を使う。ただし、3年生だけでは世界史Aの学習をすべて終えることはできないので、4年生になった時に3年生の時に購入している教科書を世界史Aの教科書として引き続き使用するという意味である。

第17号議案 小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(学事課長 説明)

原案のとおり決定

[主な質疑]

委員長

広瀬小の学区の一部が愛子小の学区になるということだが、この学区変更によりどれくらい児童数が変わるのか。愛子小は、錦ケ丘小が開校することによってキャパシティーが増えるが、それでもかなり大きな規模の学校として残ると思うが、広瀬小とのバランスは大丈夫か。

学事課長

今回の変更により、愛子小と広瀬小はちょうどいいバランスになると推計している。具体的に数字で申し上げると、今年度の愛子小は44学級で1、377名在籍している。錦ケ丘小が開校することによって、今の推計では愛子小に約400名、錦ヶ丘小に約900名在籍することになる予定である。

広瀬小の学区変更になる対象地域には120名いると試算されているので、その120名が広瀬小から愛子小に移ることによって、愛子小には520名程度が在籍する試算になっている。一方、広瀬小の現在の学区では、670名程度在籍する試算になっているので、そこから120名程度愛子小に移動すると広瀬小が550名になり、愛子小は今の推計の400名に120名を足して520名程度になるので、愛子小と広瀬小はちょうどいいバランスになると推計している。

委員

広瀬小と愛子小の件だが、学区変更になっても、広瀬小に在籍している児童たちは卒業まで広瀬小に通ってもいいのか、また愛子小あるいは広瀬小のどちらかを選べるとか、そういった配慮をする予定はあるか。

学事課長

広瀬小に在籍されていて、今回学区変更となる地域に住んでいる児童が、希望すれば柔軟に対応していきたいと考えている。

第18号議案 文化財の指定について

(文化財課長 説明)

[主な質疑]

委員長

屋根の一部が修理されているということだが、これは修理されて、一部の部品を付け替えているのか。

文化財課長

部材の一部に交換をしたような跡が見られる。

委員長

どこが交換されているか、分かるようになっているか。また、交換されていない部分ときちんと区別されて、時代を反映したものになっているか。

文化財課長

どこが交換されたか分かるので、区別できるようになっている。

5 報 告 事 項

(1) 仙台子ども体験プラザの開館について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

報告事項(1)の資料の裏面の「5 施設の利用予定」に、平成27年度は小学校全校、中学校30校になっている。そうすると、体験できないまま中学校を卒業してしまう生徒がいると思うが、そういった心配はないか。

学びの連携推進室長

来年度は、小学校全校で、中学校は約半数程度のモデル校での実施を考えている。中学校では 特に授業時間数の関係など、調整が難しい部分があり、1年遅れで平成28年度に全校実施する こととしている。ただ、卒業までに体験できない生徒がなるべく出ないように、対象学年は中学 校1年生から3年生までとし、学校で実施学年を選択するようにしている。

委員長

子ども体験プラザでの授業時間が、スチューデントシティ、ファイナンスパークそれぞれ6時間になっているが、この6時間はどういう割り振りになっているか。

学びの連携推進室長

授業の割り振りだが、まず小学校のスチューデントシティについては、学校で担任の先生が8時間ほど事前学習をやり、後日午前9時頃に子ども体験プラザに到着し、全体会をして、その後それぞれのブースでの活動を6時間実施する。そこでお弁当も食べて、午後2時半から3時頃まで、一日過ごすことになる。その後、学校に帰ってふり返りということで事後に1時間設けていて、合わせて15時間のプログラムになっている。中学校のファイナンスパークについては、事前学習が5時間、体験プラザの時間が6時間、事後のふり返りが1時間で、合わせて12時間のプログラムになっている。

委員長

どの学年で実施するかは、学校ごとに違うのか。

学びの連携推進室長

実施学年について、スチューデントシティについては小学校5年生、6年生のどちらかを学校 で選んで実施することとしている。中学校は、1年生から3年生までのうち、それぞれの学校の 教育課程に応じて、実施学年を学校で選ぶこととしており、学校の希望制にしている。

委員

小学校5年生、6年生のうち、どちらかだとすると、1回体験すれば、2回目は体験できないということか。例えば5年生で体験した児童が、来年度も行くなど、そういった可能性もあるのか。あくまでも2学年のうちのどちらかになるのか。

学びの連携推進室長

6年生で実施する学校については、来年度も6年生で実施することを想定している。ただ、卒業までに何とか体験させたいという学校や、児童数が少ないので、両学年とも体験させたいという学校もあるので、その辺は柔軟に対応していきたい。

学校教育部長

京都市とか品川区の場合は、学年を特定して実施しているところであるが、このプログラムを実施するにあたって、校長会の代表の方と検討委員会を設けて、仙台市の場合にはどのように進めていくか、いろいろと議論をした。

そうした中で、本市としては、仙台自分づくり教育の一環として実施するという方針を決めた。 自分づくり教育については、小学校、中学校ともに総合的な学習の時間、年間70時間程度だが、 その時間の中で小学校であれば弟子入り体験などの活動をしており、中学校の場合には職場体験 などの活動をしていて、特に中学校2年生は5日間もの間、職場体験をしている。

そうしたこともあり、教育委員会でスチューデントシティとファイナンスパークの学年指定を してしまうと、学校が現在実施している自分づくり教育の活動に支障を来す可能性があるという ことで、幅を持たせ、学校の自主的な判断で、これを実施していくこととしたものである。

来年度、中学校ではなぜ全校実施できないのかというご質問もあったが、一番大きいのは職場体験との兼ね合いであり、総合的な学習の時間の使い方を調整するために、時間的な余裕が欲しいという意見が学校から出たので、中学校については全校完全実施を1年ずらしたものである。

委員長

施設のあるアエルまでの行き帰りは、集団でバス等での移動になるのか。

学校教育部長

そのとおりである。交通手段の費用についてはすべて教育委員会で負担する。

学びの連携推進室長

地下鉄やJRを使って移動する学校もあるが、多くの学校は市営バスあるいは貸切バスで移動することになる。

委員長

学校数を考えると、その費用負担は結構大きい。

学びの連携推進室長

全校実施になった場合は、ある程度の費用は必要であると考えている。

委員

報告事項(1)の資料の裏面の「4 プログラム」に、保護者ボランティアなどのアドバイスをいただきながら、子どもたちが学ぶとあるが、この保護者ボランティアというのは体験する学校の保護者なのか、あるいは子ども体験プラザ自体に関わっている保護者ボランティアなのか。

それから、小学生対象のスチューデントシティと、中学生対象のファイナンスパークの施設が 隣り合わせになっているが、同時開催はできないのか。広さがどれくらいか分からないが、隣り 合わせになっているので、同時開催は可能なのか気になった。また、小学校と中学校のプログラ ムは全然違うと思うが、中学生が体験しているのを小学生が見て、いいなと思ったりするなど、 そういったことは今後いろいろと出てくると思うが、そういったところはどのように考えている か。

学びの連携推進室長

まず1点目のボランティアについては、小学校のスチューデントシティでは、協賛企業の社員の方が少なくとも一人ずつボランティアになっていただくこととしている。また、保護者あるいは地域のボランティアを体験する学校で、募っていただくことにしている。ただ、学校の事情や地域の事情でボランティアが集まらない場合には、登録ボランティアということで退職校長会や在仙大学のご協力をいただくなど、ボランティアを補充することを考えている。中学校のファイナンスパークは、6名の生徒が1グループになるが、その1グループに1名程度の保護者あるいは地域のボランティアに、チェックや指導をしていただくという形で考えている。登録ボランティアの方もいるので、その辺は学校の状況に応じて対応していきたいと考えている。

同時開催については、可能である。今年度はモデル校が対象であり、4分の1程度の学校になるので、同時開催の予定は3回になるが、来年度以降については、同時開催の回数が増えると思う。その場合、広さというよりも商業ビルなので、エレベーターなど、他の施設との関連というところで懸念材料はあるが、その辺のところは調整しながら、対応いきたいと考えている。

委員長

図面を見るとスチューデントシティとファイナンスパークは一応別の部屋という仕切りになっているのか。

学びの連携推進室長

仕切りで分かれているので、同時開催しても混乱は生じない。

委員

片方を使用しない場合は、仕切りなどを設ける形になるのか。

学びの連携推進室長

もともと仕切りがあり、バックヤードがあって、そこは行き来できるが、基本的には別な施設 という作りになっている。

(2) 平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に係る中間 報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

「主な質疑】

委員長

報告事項(2)の資料11ページと12ページの5番に「食物アレルギーに対応した給食を提供できる学校」の目標値があり、この目標値はアレルギーに対応した給食の提供ができる学校が100%になるということだと思うが、現在は小学校、中学校いずれも50%を切っている。これは(仮称)南吉成学校給食センターが整備された場合、100%あるいはそれに近い数値になるのか。

総務課長

新しい給食センターが設置されれば、まだ食物アレルギーに対応した給食が配食されていない 地域も含めて、配食する方向で検討を進めているところである。

委員長

報告事項(2)の資料22ページに、「確かな学力の育成」に関する授業の実施状況が挙げられているが、平成24年度の実績と大きく変わった部分がある。1つは学力サポートコーディネーターの派遣校数が、中学校で平成24年度10名から平成25年度25名に大幅に増えている。その下にある、小学校理科教育の充実のところでは、小学校理科学習サポートの訪問実施回数と受講者数が大幅に増えている。かなり多くのボランティアの方などを確保しないと、こうした結果にならないと思うが、これはどのように実施したのか。

一方、同じ小学校理科教育の充実のところの学習アシスタントの採用数、配置校数は、平成24年度の実績と平成25年度の実績を比較すると、半数までいかないが、いずれも大幅に減っている。これは予算措置の問題があったのか。特別講師の登録数については横ばいであったが、これは同じ資料の25ページの改善策のところで特別講師の登録者数の増加を目指すことになっているので問題ないと思うが、この学習アシスタントの件について、教えていただきたい。

学校教育部長

学力サポートコーディネーターの派遣については中学校が増えているが、これは基本的に学校 からの希望等に基づいて派遣している。標準学力検査の結果を踏まえ、学力向上が必要ではない かということで教育委員会から学校にアプローチをして派遣している場合もある。各学校の学力 向上に資するということもあり、学校からの申請が増えてきたと考えている。

それから、小学校理科教育の理科学習アシスタントの採用数だが、表の下に米印があり、「平成24年度までは「理科支援員」として配置」と記載している。これは平成24年度までは、国の外郭団体からの10割補助により事業を実施していたが、国の補助の制度の組み替えによって、平成25年度からは3分の1の補助制度に変わったため、事業規模の精査をして対応しなければならないということから、教育センターで優先順位をつけて取り組んだものであり、採用数・配置校数ともに減少している。

委員長

そうすると、希望してもそれが叶わなかった学校もあるということか。平成24年度と比べると、採用数・配置校数がすいぶん減っている。

教育センター所長

精査せざるを得ない部分があり、希望しても配置できない学校もあった。

委員長

予算のこともあるので、ある程度はやむを得ないと思うが、その結果の分析が必要である。どの事業の優先順位を高くするかということもあるが、予算が減額されたことで、採用数・配置校数が3分の2に減っても問題ないのか、それとも何らかの予算措置をして従来どおりの採用数・配置校数を確保しなければならないのか、ある程度経過を見た上で、それを報告していただければと思う。

続いて、報告事項(2)の資料77ページ、「現代社会の課題について学ぶ機会を広げる」の 防災教育の推進の部分だが、2行目の後ろのほうから「新防災教育副読本を活用した授業の実施 率が100%になるなど、モデル校以外の学校においても積極的な取り組みが見られた」という のは、この記載どおり、モデル校であるかないかに関わらず、すべての学校でこの副読本が活用 されたと受け取ってよいか。

学校教育部長

そのとおりである。

委員長

副読本をどういう教科でどう活用されたのか、興味がある。例えば社会科で活用したのか、理 科で活用したのか、あるいは道徳で活用したのか。また、実際どれくらいの時間を使って防災教育を行ったのか、もし分かるのであれば教えていただきたい。

教育センター所長

昨年12月に各学校に対して調査を行った。その結果、すべての学校で副読本を使って授業を実施しているということが分かった。その中で特に多かったのが、避難訓練の事前・事後の時間に副読本を活用しているということであった。事前・事後、学級活動として時間をとっているというのが一番多かった。

その他に、総合的な学習の時間で、地域学習ということの中で数時間かかけて地域の特性を生かした防災教育、防災マップづくりということで、副読本を活用している学校が多く見られた。

教科では、社会、理科、生活などで、活用していることが多く、例えば、生活では学区の中で 危険な場所はどこか、また地域めぐりをした結果を防災マップづくりに活かしていく時などに活 用していた。理科では、地震のメカニズムに関する6年生の授業の中で発展的な学習ということ で活用していた。

委員長

これは、仙台市が独自に作り上げた副読本であり、他の都市その他にも先駆けて充実した内容のものを作っているので、今後も十分活用していただきたい。また、今後改訂をする時に、これまでどういう授業でどう使われてきたかということを参考にして改訂すれば、もっと使いやすいものになると思う。

委員

報告事項(2)の資料22ページ、23ページの「提案授業の実施について」の部分で、小学校の提案授業の参加延べ人数と表が入っていて、仙台市の標準学力検査の分析結果から把握

した課題の改善に向けて、提案授業が行われ、子どもたちの学力向上に活かされているということがより伝わりやすくなっていると思う。提案授業を公開する先生や参加する先生の動き、また将来教師を目指す大学生たちが参加しているということも、より伝わるようになっている。同じ資料の109ページにある「不審者事案件数の推移」の部分には、発生時別内訳をつけているので、どういった状況下で子どもたちが危険に遭っているのかが分かるようになっている。スクールガードリーダーや学校ボランティアの方がいらっしゃるが、地域社会全体で子どもたちを見守る必要があるということがより分かりやすくなっている。

1つ確認させていただきたいが、同じ資料の109ページで、この報告書は平成25年度の実績なのでそうなると思うが、泉岳少年自然の家の改築事業のところに「平成26年度6月予定の施設竣工に向けて」と記載されている。これは、平成25年度実績なので、こういう記載の仕方になるのか。7月19日に泉岳ふれあい館の開館式に出席したので、違和感がある。107ページにも泉岳少年自然の家の記載があり、「平成26年4月開館を目指し」とある。108ページにある「完成に向けて」はまだいいが、平成25年度の実績なので、このままの記載の仕方でいいのか、少し気になった。

総務課長

平成25年度の実績報告書という冊子の性質上、こういう記載の仕方になっているが、今ご 指摘の意見を踏まえて、修正できるところは修正したい。

委員長

先ほど委員から意見が出た報告事項(2)の資料109ページの「不審者事案件数の推移」について見てみると、下校時と帰宅後が非常に多くて、どちらも近年増加している。同じ資料10ページの事業の課題・改善策の学校防犯巡視員派遣のところを見ると、不審者遭遇の最も多い登下校時間帯に派遣時間を変更するなどと記載されている。下校時はいいが、実態とずれていると思う。帰宅後というのをどうケアするのかというのは非常に難しいと思うが、下校時と帰宅後が非常に多いということを前堤に、もう一度検討したほうがいいと思う。

他にご質問等がないようであれば、8月の定例教育委員会に付議するということなので、それまでまた委員の皆さんもご検討いただいて、何かあれば事前にご連絡いただいたほうが対応 しやすいと思うので、今後ともご検討をよろしく願う。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興及び教育環境整備に係る要望について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

報告事項(3)の資料3ページの「4 今後の教育の復興について」の「(1) 復興教育支援 事業について」,この最初の段落の最後に「平成26年度は本市の取り組みは採択されなかった」と記載されているが、この取り組みの具体的な内容は何か。

総務課長

防災の副読本を作成し、授業に活用しているが、その事業を国の補助事業として採択していただくよう要望していた。しかしながら、国の補助事業としては採択されなかったため、結果として市の単独事業で実施したものである。

委員長

具体的には、副読本の改訂に関わる費用や印刷費ということか。

総務課長

そのとおりである。

理事

若干の改訂などはもちろんするが、年度ごとに学年が進行するので、卒業した子どももいて、 入学してくる子どももいる。入学した子どもたちに必ず持たせるので、その作成分として毎年 500万円ぐらいかかる。

委員長

確かに低学年用、高学年用、中学校用がある。

理事

最初に作成した時は、国から補助していただいたが、2年目は補助をいただけなかったものである。国の補助金が出ないからといって、事業を止めるということではなく、継続していく必要がある事業なので、自主財源を使って続けているものである。

委員長

すでに提出した要望書なので、どうにもできないが、報告事項(3)の資料の裏表紙にある前書きの2行目から3行目にかけての文章だが、「未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年余りが経過した」というのは、私は一応この辺が専門分野なので、これは文章としてややおかしいと思う。専門分野ではない人から見ると、おかしいと思わないと思うが、「被害をもたらした東日本大震災」というのはおかしくて、「東北地方太平洋沖地震」によってもたらされた被害が「東日本大震災」である。よって、例えば「東北地方太平洋沖地震あるいはそれに伴う津波がもたらした東日本大震災」というような言い方が正しく、大震災というのはあくまでも結果なので、「被害をもたらした大震災」というのは、言い方が変である。あまり皆様は気にしないと思うが、専門家の私としては、少し気になる。ただ、これはもう提出した文書なので、致し方ない。

質問になるが、同じ資料5ページの「(3) 小中学校の統廃合に対する財政支援の拡充について」のところで、「学校統合に伴うスクールバスの運行に係る経費に対する補助率の引き上げ、補助対象期間の拡充」が要望事項としてある。これは、今後仙台市にとっても大きな問題になってくると思うが、現在の補助率、補助期間はどれくらいか。

総務企画部長

バスを購入した場合には、購入経費の2分の1が補助される。民間の運送事業者等に委託を した場合は、委託経費の2分の1が、5年間補助される。

理事

通常は委託しているので、最近は購入した事例はない。以前、旧宮城町の時に学校が統合した際に購入した事例はあると思う。

ただ、今後は十分あり得る。今、国では補助制度の見直しをしていて、もう少し使いやすい 補助制度にするという検討をしているところであり、その検討状況を見守っているところであ る。

委員

同じ資料5ページに「(5) 武道必修化に係る各種条件整備につて」のところで、おそらく昨年度も同じ要望内容だと思うが、施設設備の改善やマットなど新たな安全用具の導入に係る経費について全額国庫負担でお願いしたいということであるが、もうすでに武道は必修化されているので、施設の安全性などについては、すでに整備しているということでよいか。

総務課長

この要望は、昨年度も同じ内容で要望している。結果として昨年度の要望に対して、まだ対応していただいていないので、あらためて要望したものである。そうした中で、必要な安全対策は行わなければならないので、市の予算で対応している。今後安全対策を講じたものが老朽化するなど、更新しなければならない場合に、補助制度が使えるような仕組みを作っていただきたいという趣旨で、要望しているものである。

(4) 平成26年度指定都市教育委員・教育長協議会の要望活動について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

先ほどの報告事項(3)の要望、またこの報告事項(4)の要望について、毎年のように要望活動をしていると思うが、毎年同じような内容の要望をしているのを見ると、こうした要望が通る割合というのはそれほど高くはないのか。

総務課長

どの程度要望が通ったのかという統計データはないが、文部科学省へ要望に行った際、文部科学省の方からは、それぞれ事業の必要性はある程度理解できるが、財源の問題で優先順位をつけたり、財源を確保したりしなければならないなど、さまざまな課題があるので、要望に応えられないものもあるという話であった。

理事

やはり継続して粘り強く要望していかなければならないものが現実であって、どうしても 毎年毎年同じようなものになる。例えば、県費教職員の移譲については、昨年突然決まって、 関係法令も成立した。政令指定都市としては、県からの移譲についての要望は、10年以上 前からしてきたものであり、昨年突然決まった。よって、今後も粘り強く、続けて要望して いく必要があると考えている。

委員長

7月17日, 18日の要望活動の時に、その場で直接回答はないのか。

理事

文部科学省からすると、財務省との調整が非常に大きく、気持ちは分かるが、我々も調整しなければならないというところがある。全体の優先順位があり、文部科学省は科学技術分野なども所管していて、所帯が大きいので、その中で初等中等教育局関係だけというわけにもいかず、ウエート的に指定都市関係の要望だけ聞くことはできないというのが、現実だと思う。

(5) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

報告事項(5)の資料5ページの学校施設における暑さ対策について、仙台市立の高等学校のエアコンの整備状況はどうなっているか。

高校教育課長

市立高等学校の普通教室には、エアコンを設置しておらず、コンピューター室などの特別 教室の一部に設置している状況である。職員室には、設置されている学校と設置されていない学校があり、仙台高校には設置されていないが、仙台商業高校、仙台工業高校、大志高校には設置されている。

委員長

どうもエアコンは、大人のいる場所や大学など、上の方のところから入ってくるような感じであり、おそらく小学校は一番後回しにされると思う。もちろん夏休みはあるが、どうもそれだけで割り切るわけにもいかないと考えている。我々が小学生の時と今とでは、状況がかなり変わってきている。私が仙台市に来てからも、大分変わったような気がする。普通教室への設置はなかなか大変だと思うが、できる限りエアコンを設置できればいいと思う。

理事

小中学校の場合は、普通教室にも職員室にもエアコンはないという現状だが、東日本大震 災後は、小中学校の保健室へのエアコン設置について取り組んでいる。それは、子どもたち が体調の悪くなった時に、保健室が暑い状況では対応できないので、きちんと対応できるよ うにするため、また災害の際に学校が避難所になって、体調の悪い方が避難所に来た時に対応できるようにするため、5か年計画で整備を進めており、現在4年目になっている。

そういう中で、普通教室へのエアコン設置について、ご要望等がある。震災の復旧・復興事業を優先して対応してきたため、増改築や修繕などを後回しにしていたということもあり、そうした状況の中で優先順位を考えると、普通教室へのエアコン設置は、なかなか難しい状況である。

そうすると、代替措置としては、まず扇風機ということになる。市内の小中学校の普通教室は約3,000教室あるが、扇風機の設置率について、昨年度は4割だったものが、今年度は6割を超える状況になっている。ただ、まだ扇風機を置いていない教室もあるので、鋭意取り組んでいきたいと考えている。

学校では、通常の予算の中で対応しているのに加え、PTA等から寄贈をいただく場合もある。すべての普通教室にエアコンを設置というわけにはいかないので、まずは扇風機の設置を中心に進めていくこととしている。

委員長

同じく5ページの学校給食費の公会計制度について、現在給食センター校は公会計になっているが、給食センター校の会計責任者はどうなっているのか。単独調理校を公会計にした場合、事務負担の問題や会計の担当者がいないとなかなか大変であり、人的な問題があると思うが。

理事

仙台市の場合、過去の経緯もあり、単独調理校と給食センター校の2つの方式が併用されてきている。その中で、給食センターでは食材等の支出については公費で支払い、児童生徒の給食費は学校で徴収している。仮に給食費の未納があっても、食材等の購入にあたっては予算化されているので、食材等を購入できないということはない。一方で、単独調理校については、児童生徒から集めた給食費で、その学校の支出を賄っている。同じ仙台市の学校でも、単独調理校は給食費の未納があった場合、食品数を削って、やりくりしている現状である。それは不公平じゃないかという議論が数年前からあるが、公会計化にするためには、相当な経費がかかる。例えば、食材等の契約について、単独調理校の場合は、それぞれの学校でそれぞれ契約しているが、給食センター校の場合は、一括契約、大量購入もできるように健康教育課が事務を担当している。そういうところを、同じルールでやろうとすると、現状より諸経費がかかってしまう。

一方、仮に公会計が実現したとしても、未納が増えるようではいけないので、そういう点もあわせて検討していかなければならない。公会計システムの必要性は十分認識しているが、震災後は全体の事業の優先順位の中で、実施が困難な状況であった。復興の目途がついてくる年を見据えて、検討を進めていく必要があるが、具体的なスケジュール等はまだ固まっていない状況である。

委員長

そうすると、単独調理校が独自に会計処理をやっているものを、いくつかの学校を単に会計上まとめても、それはうまくいかないということか。いろいろな問題があって、根本的なところを解決しないと公会計システムではやりにくいということか。

理事

単独調理校の良さは地産地消, 臨機応変に地元の野菜を購入して, それを使って給食に反映できることがある。給食センターも単独調理校も, それぞれに良さがあって, そういう点も含めて現在は併用になっている。その良さをなくさないように, 公会計システムも両立を目指していこうとすると, いろいろ検討しなければならないことがあり, その辺も含めて検討を進めていきたいと考えている。

委員

報告事項(5)の資料2ページの学校跡施設の利用について、仙台市の場合は、他の都

市よりもまだいいが、人口が減少してきて、統廃合を進めていなかければならなくなった時の問題がある。学校跡施設を公共的な施設として使っていくということであるが、公共的に使うということは、そこに職員を配置するなど、コストが非常にかかる。過疎地なのでなかなか難しいと思うが、将来的には民間払い下げなど、そういう考えはないのか。

理事

学校跡施設をどう利用するかは、その立地的なところで、土地の活用というものを考えていく必要がある。また、それぞれの地域で、公共施設等の充足の度合いもさまざまなので、そういう意味で検討しなければならない項目が多い。Aという地域でこうしたから、Bという地域にも同じようするわけにいかないものである。

また、学校跡施設を利用する公共施設がタイミングよく出てくるとは限らない。そうしたことを踏まえ、いろいろな選択肢を考えていく必要がある。その場合、教育局だけで物事を考えて決めていくというわけにはいかず、市全体、全庁的に利用の検討を進めていく上で、最終的に公共施設として使うものがない場合には、選択肢として民間での活用なども、十分あり得ると思う。ただし、それは先ほども申し上げたように、立地性等、さまざまな事情によってケース・バイ・ケースになるであろうというのが現状である。

委員

先ほどの扇風機の件について、設置率が4割から6割になったということであるが、設置については学校の希望制なのか、順番などはどうなっているのか伺いたい。その理由としては、この時期になると、保護者の間では扇風機の設置について必ず話題になる。PTAで設置したという学校もあると聞いているので、希望制などの制度があるのであれば、伺いたい。

理事

これについては、予算を計画的に配分していたということではなく、学校配当費の中で、学校の判断で対応しているところである。結果として、扇風機の設置率が4割から6割になったということである。立地上、比較的涼しいところもあれば、暑いところもあるなど、それぞれの学校事情があるので、設置する、設置しないの判断は学校でしている。ただ、我慢して扇風機を設置しないままでいるようなことにはならないように、事務処理も簡便な方法に切り換えるなど、教育委員会で推奨しているところである。今後計画的に扇風機を設置するどうかは、もう少し議論が必要であり、設置状況等も把握しながら、検討していきたいと考えている。

6 そ の 他

第16号議案補足説明

(高校教育課長 説明)

委員長

先ほど16号議案での質問に対する件、資料がそろったようなのでご説明いただきたい。 高校教育課長

委員長からの仙台工業高校の数学の教科書に関してのご質問だが、平成26年度は「新編 数学II」という同じ数研出版社からの教科書を選定している。数研出版社は5種類の数学の教科書を発行していて、一般的に使われているのが「新編 数学II」、「新編 数学II」というシリーズだが、仙台工業高校では、ポイントを絞って重点的に演習ができるような教科書を使用したいということで、平成26年度から「高等学校シリーズ」の教科書を選定するようになった。そこで、平成27年度はその教科書を使用していた生徒が2年生になるので、数学IIでは「高等学校 数学II」に選定を変更したということである。

委員長

きちんとした流れがあって選定し、スムーズに1年生から2年生に上がっても同じように学習できるということか。

高校教育課長

そのとおりである。

7 閉 会 午後5時19分